

経営革新の
取り組みに対して
支援を受けたい

経営革新支援事業

趣旨・目的

中小企業等が、今日的な経営課題に即応するために行う経営革新（新事業活動）を全業種にわたり幅広く支援します。また、経営革新計画の承認を受けると、様々な支援策がご利用になれます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ「経営革新計画（ビジネスプラン）」を作成し、都道府県（または国）の承認を受けた中小企業者、組合等

支援内容

1. 経営革新計画には、以下の内容を含むことが必要です。

(1) 事業内容

これまで自社で取り組んでいなかった、次のような新たな事業活動を行うこと。

- ① 新商品の開発や生産
- ② 新役務（サービス）の開発や提供
- ③ 商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- ④ 役務（サービス）の新たな提供方法の導入、その他の新たな事業活動

(2) 経営目標

3年から5年先の経営目標として、付加価値額（※）または従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ、経常利益が年率1%以上伸びる計画であること。

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

2. 経営革新計画承認によるメリット

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。ただし、支援策を受ける際には、別途支援機関の審査が必要です。

- ① 政府系金融機関による低利融資制度
- ② 信用保証の特例
- ③ 滋賀県の政策推進資金（新事業促進枠）という融資制度
- ④ 滋賀県市場化ステージ支援事業補助金（新商品の試作費用、展示会への出展料等の補助）
- ⑤ 特許料等の減免措置
- ⑥ 販路開拓コーディネート事業

3. ご利用方法

まずは「経営革新計画」を作成する必要があります。

具体的な計画作成のご相談や、承認を得られた後の支援に関するご相談は、商工会・商工会議所、（公財）滋賀県産業支援プラザなどにご相談ください。

計画書の提出や承認を受ける手続きについては、滋賀県庁の下記の部署までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課

TEL：077-528-3733（129ページ No.16）

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の
改善・開発面の支援

販売・取引面の支援